

議案第 19 号

向日市都市公園等条例の一部改正について

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例

向日市都市公園等条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正			現 行		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
	名称	位置		名称	位置
都市公園	略		都市公園	略	
	森本東部どんぐり公園	向日市森本町下町田地内		森本東部どんぐり公園	向日市森本町下町田地内
	寺戸北しらさぎ公園	向日市寺戸町東御泥地内	その他の公園	略	
				森本前田ポケットパーク	向日市森本町前田地内
その他の公園	略				
	森本前田ポケットパーク	向日市森本町前田地内			
	寺戸東御泥ポケットパーク	向日市寺戸町東御泥地内			

附 則

この条例は、寺戸北しらさぎ公園に係る都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条の 2 の規定による公告の日から施行する。